

企画情報課

1 平成27年度食品安全関係予算案及び組織の概要

平成27年度 食品安全関係予算案の概要

平成27年1月
厚生労働省食品安全部

※他省庁、他局計上分を含む

1. 科学技術の進歩を踏まえた、合理的・科学的な基準策定の推進 1,000百万円(929百万円)

(1) 食品添加物・残留農薬等の基準策定の推進【一部新規】 845百万円(774百万円)

残留農薬の基準設定については、国際的にも急性毒性の指標として用いられる急性参照用量(ARfD)を導入し、各農薬についてARfDを考慮した残留基準の見直しを計画的に進める。

また、日本国内において、食品への使用が認められていない食品添加物について、最新の科学的知見を踏まえた、迅速な指定に向けた取組を更に強化するとともに、食品添加物のうちの香料についても安全性確保のための取組を進める。

(2) 食品用容器包装などの安全確保対策の推進 80百万円(80百万円)

食品用容器包装などに用いられる化学物質の規制について、容器包装から食品への溶出試験の実施等により具体的なデータの蓄積を行い、欧米等で導入されているポジティブリスト化に向けた制度の検討を進める。

また、近年、利用が拡大し、食品用途にも応用されつつあるナノマテリアル(※)について、溶出試験の実施等により具体的なデータの蓄積を行い、リスク管理手法の検討を進める。

※ナノマテリアル

大きさが100ナノメートル以下の小さな物質(ナノとは1ミリの100万分の1)。

(3) 食品汚染物質に係る安全確保対策の推進 51百万円(51百万円)

重金属、かび毒等の汚染物質について、食品中の含有濃度調査やその食品からの汚染物質の摂取量推定を行い、基準の設定や見直し等の検討を進める。

また、あわせて、試験法の開発も推進する。

(4)健康食品の安全確保対策の推進

25百万円(25百万円)

いわゆる健康食品による健康被害を未然に防ぐため、市場に流通している健康食品の安全性を確認するための試験検査を実施するとともに、健康被害事例の的確な把握及び迅速かつ適切な対応を図る。

2. 国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進

9,540百万円(9,180百万円)

(1) 輸入食品の安全確保対策や感染症の水際対策の推進(検疫所)

9,302百万円(8,973百万円)

消費者の需要動向の変化により、食品の少量多品種化が進むなど、引き続き輸入食品の届出件数が増加する中で、食品群ごとの輸入量、違反率等に基づき必要な検査を適切に実施できるよう、検査レベルを維持しつつ、民間の検査機関も活用し、モニタリング検査を行う。

また、訪日外国人旅行者が増加傾向にある中、国内への感染症の侵入を防止するため、入国者に対する健康状態の確認や検査を行う体制を確保する。

(2)食中毒その他国内の監視指導対策の徹底

168百万円(179百万円)

近年の大規模化する食中毒事件等、食の安全を脅かす事件の発生防止のため、食中毒菌による汚染実態調査を行うなど自治体の監視指導対策を技術的に支援する。

また、大規模かつ広域的な食中毒及び異物混入等事件発生時には、自治体による初動調査が迅速かつ的確に行われるよう担当官を現地に派遣するなど、事件の早期収束に努める。

(3) 輸出促進をも視野に入れた事業者の衛生管理対策の推進【一部新規】

70百万円(27百万円)

国内食品事業者の衛生水準のより一層の向上を図るとともに、輸出先国が求める衛生管理基準に対応することで食品の輸出促進につなげるため、HACCP(※)の普及を進める。

※HACCP(Hazard Analysis Critical Control Point)

微生物による汚染、金属の混入等の危害を予測した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する工程管理のシステム。

3. 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等

1, 281百万円(1, 142百万円)

(1) 食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進

9百万円(9百万円)

食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行う。

(2) 食品の安全の確保に資する研究の推進

846百万円(706百万円)

食中毒の予防や食品中の化学物質の基準設定等の課題について、科学的根拠に基づく調査研究を進める。また、食品中の放射性物質に関する調査研究を行う。

カネミ油症に関する調査研究等を進める。

(3) カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施

427百万円(427百万円)

カネミ油症患者に対する総合的な支援策の一環として、ダイオキシン類を直接経口摂取したことによる健康被害という特殊性から、カネミ油症患者の健康実態調査を実施し、健康調査支援金の支給等を行う。

4. 食品中の放射性物質対策の推進(復興庁計上分)

117百万円(214百万円)

食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品の汚染状況や摂取状況を調査し、基準値を継続的に検証するとともに、流通段階で買上調査を実施するなどの取組を行う。

平成27年度 食品安全関係予算案総括表

事 項	平成26年度 当初予算額 (A)	平成27年度 予算(案) (C)	対 前 年 度 増 △ 減 額 (C)-(A)	対 前 年 度 比 率 (C)/(A)
	百万円	百万円	百万円	
1 科学技術の進歩を踏まえた、合理的・科学的な基準策定の推進	< 929 > 929	< 1,000 > 1,000	< 71 > 71	107.6% 107.6%
(1)食品添加物・残留農薬等の基準策定の推進	< 774 > 774	< 845 > 845	< 71 > 71	109.2% 109.2%
(2)食品用器具包装などの安全確保対策の推進	< 80 > 80	< 80 > 80	< 0 > 0	99.8% 99.8%
(3)食品汚染物質に係る安全確保対策の推進	< 51 > 51	< 51 > 51	< 0 > 0	100.0% 100.0%
(4)健康食品の安全確保対策の推進	< 25 > 25	< 25 > 25	< 0 > 0	99.7% 99.7%
2 国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進	< 9,180 > 9,157	< 9,540 > 9,520	< 360 > 363	103.9% 104.0%
(1)輸入食品の安全確保対策や感染症の水際対策の推進 (検疫所)	< 8,973 > 8,973	< 9,302 > 9,302	< 329 > 329	103.7% 103.7%
(2)食中毒その他国内の監視指導対策の徹底	< 179 > 156	< 168 > 148	< △ 11 > △ 9	93.6% 94.3%
(3)輸出促進をも視野に入れた事業者の衛生管理対策の 推進	< 27 > 27	< 70 > 70	< 43 > 43	256.0% 256.0%
3 食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等	< 1,142 > 436	< 1,281 > 435	< 140 > 0	112.3% 100.0%
(1)食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケー ション)の推進	< 9 > 9	< 9 > 8	< 0 > 0	99.2% 99.1%
(2)食品の安全の確保に資する研究の推進	< 706 > 0	< 846 > 0	< 140 > 0	119.8% -
(3)カネミ油症患者に対する健康実態調査等の実施	< 427 > 427	< 427 > 427	< 0 > 0	100.0% 100.0%
合計(一般会計)	< 11,250 > [6,015] 10,521	< 11,822 > [6,330] 10,955	< 571 > [315] 434	105.1% 105.2% 104.1%

<東日本大震災復興特別会計>

4 食品中の放射性物質対策の推進	214	117	△ 97	54.6%
------------------	-----	-----	------	-------

注 ①. 計数は、それぞれ四捨五入しているの、端数において合計と一致しない場合がある。

②. 上段< >は他局計上分を含む。

③. 2(1)は検疫所の人件費を含んでおり、合計欄の[]は検疫所の人件費分。

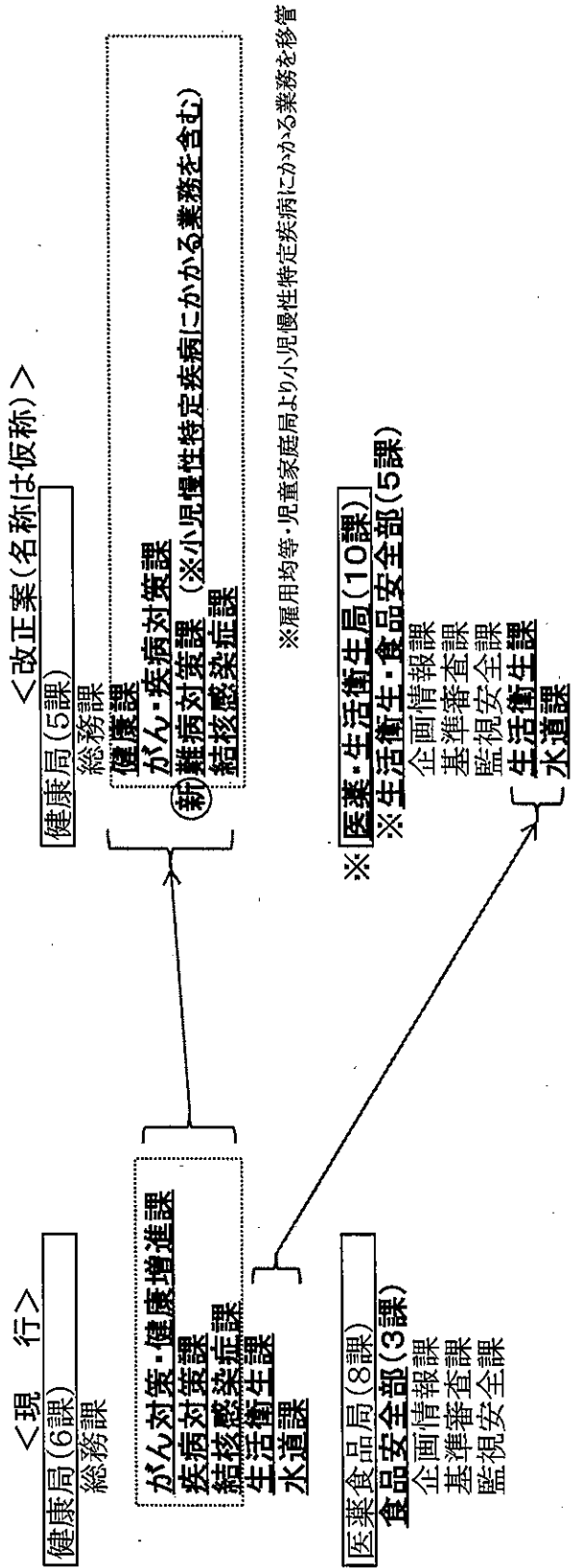
平成27年1月14日
概算閣議終了後公表

健康寿命の延伸を推進するための組織改革について ～持続可能な社会保障制度の確立のための改革～

高齢化の進展等を踏まえ、「日本再興戦略」において、「国民の健康寿命の延伸」が政策目標に掲げられるとともに、昨年成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（いわゆるプログラム法）においても、『健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進する』ことが強く要請されている。

このため、健康局を再編し、特定健診・特定保健指導、がん検診等の健診の見直し・推進、生活習慣病の早期治療等による重症化予防等を通じて、健康寿命の延伸を図り、もって国民の生活の質の向上と持続可能な社会保障制度の確立を推進する。

- ①健康局の「がん対策・健康増進課」・「疾病対策課」・「結核感染症課」の3課を、「健康課（仮称）」・「がん・疾病対策課（仮称）」・「難病対策課（仮称）」の4課に再編成する。
- ②健康局の「生活衛生課」・「水道課」を、医薬食品局食品安全部へ移管し、局名を「医薬・生活衛生局（仮称）」、部名を「生活衛生・食品安全部（仮称）」とする。



2 カネミ油症対策

従前の経緯

- 昭和43年に西日本を中心に発生した米ぬか油を原因とする食中毒事件。
- 原因企業であるカネミ倉庫が患者に医療費等の支払を行うとともに、政府においては、昭和60年の三大臣（法務大臣、厚生大臣、農林水産大臣）による確認事項に基づき、油症治療研究班による研究・検診・相談事業の推進や政府所有米の保管委託によるカネミ倉庫の経営支援を行ってきた。
- 平成20年度には、油症患者を対象として健康実態調査を実施し、現在の健康状態、病歴、治療歴、家族等に関して回答いただいた健康実態調査の調査結果については、油症研究の推進に資するための解析を行うため、平成21年度に「油症患者健康実態調査の解析に関する懇談会」を設置し、平成22年3月、同懇談会により健康実態調査結果の報告書が取りまとめられた。
- 平成24年には、超党派の議員連盟等において、健康実態調査の実施と健康調査支援金の支給、診断基準の見直しによるカネミ油症患者の認定範囲の拡大や、政府所有米の保管委託の拡大による将来にわたる安定的な医療費の支給の確保及び一時金の残余等の支払い等といった新たな総合的な支援策を講じるべきとの意見がまとまり、これらの支援策の継続的な実施を担保するための議員立法「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が平成24年8月29日に可決成立し、同年9月5日に公布・施行された。
- 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」が策定され、平成24年11月30日に告示された。
- 「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」に基づき、平成25年6月21日に、国（厚生労働省、農林水産省）、カネミ倉庫、患者団体で構成された第1回三者協議が開催された。
- 「平成25年度カネミ油症健康実態調査事業の実施について」（平成25年5月15日付食品安全部長通知）に基づき、健康実態調査を開始した。

今後の取組

- 引き続き、国（厚生労働省、農林水産省及び関係省庁）は、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、必要な施策を実施していく。

※これまでの主な進捗状況

①健康実態調査の実施

平成25年度の調査協力者：1,406名

平成26年度の調査協力者：1,437名

②油症患者の認定

平成24年12月3日に診断基準を改定。平成26年12月末までの認定患者数は2,267人（うち同居家族認定は281人）

③三者協議の開催

国（厚生労働省、農林水産省）、カネミ倉庫株式会社、カネミ油症患者による三者協議が、平成26年6月14日（第3回）及び平成27年1月24日（第4回）に開催され、カネミ油症患者に関する施策の推進のために必要な事項について協議を実施。

都道府県等に対する要請

- 健康実態調査の実施については、患者の状況を把握している各都道府県の協力が必要不可欠であり、平成27年度以降も協力をお願いする。なお、実施にあたっては、患者の方々からの要請を踏まえ、予算成立後、速やかな調査をお願いしているところであり、引き続きよろしくお願いする。
- 健康調査支援金の支払いについては、調査票の確認後、9月末までをお願いする。なお、健康調査支援金の支給対象者が生活保護受給者の場合は、「カネミ油症患者に対する健康調査支援金等の生活保護制度上の取り扱いについて」（平成25年6月28日付厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長・社会援護局保護課長通知）を参照していただきたい。
- 各都道府県等における油症患者の認定手続きについて、引き続き円滑な実施をお願いする。また、認定時には、国への状況報告も引き続きお願いする。認定結果の通知の際には、カネミ倉庫から認定患者への医療費の支払い等に関するご案内も同封して頂けるよう引き続き、お願いする。
- カネミ油症検診については、油症治療研究班に関係自治体が参画して実施しているところであるが、引き続き、油症治療研究班と連携して、必要な検診体制の整備をお願い

する。検診希望日程の調整に際しては、複数の候補日程や場所を提示するなど、検診の利便性を高めるよう工夫をお願いします。

また、健康実態調査票の送付の際に検診の案内を同封するなど検診の周知について協力をお願いします。

- 平成25年度に続き、平成26年度の健康実態調査においても、油症患者受療券利用可能医療機関の拡大に関する患者の要望をとりまとめているところであり、その結果を踏まえ、都道府県医師会等と連携し、関係医療機関等への協力要請をお願いします。
- 平成25年度の油症治療研究班において、医療従事者向けの啓発パンフレットを作成したところであり、引き続き、都道府県医師会や医療機関への周知をお願いします。
- 患者から、居住地の移転に関する連絡を受けたときは、油症患者の同意を得た上で、連絡方法に関する油症患者の希望など、必要な情報を関係の都道府県等に提供するようにお願いします。
- 平成24年度に各都道府県にカネミ油症に関する相談窓口が設置されたところであるが、カネミ倉庫からの医療費の支払や健康、生活面に関する相談をしたいなどの要望が患者から寄せられていることから、都道府県等においては、相談状況を点検の上、相談窓口や油症相談員等と連携を図り、適切な相談対応をお願いします。

3 森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力

従前の経緯

- 昭和30年に西日本を中心に、人工栄養の乳幼児の間に発生した食中毒事件。
- 「三者会談確認書」(昭和48年12月23日)に基づき、「(公財) ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成25年2月27日食安企発0227第1号食品安全部企画情報課長通知)等により、(公財) ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請している。
- 森永ひ素ミルク中毒被害者の高齢化を迎えるにあたり、今後、高齢者福祉の分野での取組が重要となってくることや更なる行政協力を推進していくため、平成25年2月27日付けで、「(公財) ひかり協会の行う事業に対する行政協力について」(平成25年2月27日食安企発0227第1号食品安全部企画情報課長通知)、「(公財) ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」(平成25年2月27日食安企発0227第2号食品安全部企画情報課長、障障発0227第2号障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)を改正し、また、「(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について(依頼)」(平成25年2月27日食安企発0227第3号食品安全部企画情報課長、老高発0227第1号老健局高齢者支援課長、老振発0227第1号同局振興課長、老老発0227第2号同局老人保健長連名通知)を新たに策定したところである。
- 平成26年度においては、健康管理手当の収入認定について、「ひかり協会が『自立奨励金』の見直しにより創設した『健康管理手当』の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」(平成26年8月28日食安企発0828第2号食品安全部企画情報課長通知)を発出した。
- 住所不明者の情報提供について、「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について」(平成26年12月3日食安企発1203第2号食品安全部企画情報課長通知)を発出した。
- 平成27年1月、「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」を開催し、(公財)ひかり協会が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を要請した。

今後の取組

- 引き続き、「三者会談確認書」に基づき、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」等と協議しつつ、(公財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請することとし、必要に応じて関係通知を改正する等の措置を講じることとしている。

都道府県等に対する要請

- (公財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力については、引き続き、次に掲げる4点をお願いする。
 - ① 窓口担当部局において、保健医療、障害福祉、高齢福祉等を担当する部局のほか、都道府県労働局、市町村、保健所等の関係行政機関との連絡調整を図るための会議を定期的を開催すること。
 - ② (公財)ひかり協会が開催する関係者間の連絡調整を図るための会議(地域救済対策委員会等)に対する出席の要請を受けたときは、可能な限り対応すること。
 - ③ 厚生労働省の関係通知や「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」等による厚生労働省から都道府県等への行政協力の依頼内容については、市町村等に対する周知を徹底すること。
 - ④ 市町村に対し、(公財)ひかり協会が作成している現在障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿の写しを、個人情報の取り扱いに留意し、交付すること。

4 食品の安全性確保に関するリスクコミュニケーションの取組

従前の経緯

- 厚生労働省においては、関係府省庁と連携しつつ、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進している（食品安全基本法第13条並びに食品衛生法第64条及び第65条）。
※ リスクコミュニケーションとは、リスク分析の手法の重要な一要素としての関係者相互間の情報及び意見の交換をいう。
- 具体的には、食品中の放射性物質対策、輸入食品の安全性確保等に関する意見交換会の開催を始め、ホームページの充実、パンフレット等の作成、消費者団体や事業者団体との交流等に取り組んでいる。
- そのほか、都道府県等が開催する意見交換会に対しても、可能な限り講師やパネリストの派遣等を行うなど協力している。

今後の取組

- 今後とも、広報や広報資材の提供、意見交換会の開催等に積極的に取り組むこととしている。

都道府県等に対する要請

- 厚生労働省が開催する意見交換会に対する関係都道府県等の御協力に改めて御礼を申し上げる。各都道府県等においても、食品安全基本法や食品衛生法の規定の趣旨を踏まえ、地域住民に対する広報や意見交換会の開催などリスクコミュニケーションを一層推進するよう、お願いします。
厚生労働省としても、引き続き、可能な限り広報資材の提供や講師・パネリストの派遣等を行うなど協力してまいりたい。
- また、パンフレット等を作成した際には、厚生労働省ホームページに掲載するとともに、メールで送付しているので、関係事業者、消費者等への周知にご活用いただきたい。

5 養成施設の指定、監視等の事務の移譲

従前の経緯

- 平成 26 年 5 月に「地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 4 次一括法）が成立した。食品安全行政の分野では、食品衛生監視員、食品衛生管理者、食鳥処理衛生管理者及び製菓衛生師の養成施設の指定等の事務が国から都道府県知事に移譲されることとなり、これまで業務の移管に向けて、地方厚生局による説明会の開催等を行ってきた（平成 27 年 4 月 1 日施行）。

都道府県に対する要請

- 各都道府県においては、養成施設の指定、監視等の事務の円滑な移行にご協力をお願いする。
- また、厚生労働省のホームページで公表するため、都道府県知事が管轄することとなる食品衛生監視員、食品衛生管理者、食鳥処理衛生管理者及び製菓衛生師の養成施設や講習会に関する情報を毎年、厚生労働省に報告していただくこととする予定である。